

黒橋八木線他高低木剪定業務委託 説明書

(事業担当) 土木課

TEL0748-36-5556

FAX0748-32-5032

1. 配布資料 位置図、積算条件等明示書、仕様書、特記仕様書、数量表 各 1 部

2. 委託内容

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託番号、委託名 | 第 4 5 号 黒橋八木線他高低木剪定業務委託 |
| (2) 委託場所 | 近江八幡市 桜宮町他 |
| (3) 委託内容 | 別紙仕様書、特記仕様書のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日 ～ 令和 8 年 1 2 月 1 8 日 |

3. 質疑応答

質疑書受付については事業担当課において行う。

(1) 質疑受付 令和 8 年 9 月 1 日 (火) 9:00~11:30

(2) 質疑回答 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 回答。

※質疑は全て文書にて受付。

メール・FAX可 (ただし、送信後に受信確認の連絡を行う事)。

郵送不可。

【都市整備部土木課 (安土町総合支所 1 階)】

(TEL: 0748-36-5556 mail: 011202@city.omihachiman.lg.jp FAX: 0748-32-5032)

※回答は近江八幡市ホームページにて公開しますのでご確認ください。

<http://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/index.html>

4. 前金払

前金払はしない。

5. 部分払

部分払はしない。

6. その他

- (1) 委託業務検査完了までは、親切、丁寧、誠意をもって協力をおしめないこと。
- (2) 仕様書に記載されていない項目で軽微なものについてはご協力願います。
- (3) 当該現場においては他業務等と調整を行う必要がある場合には、スムーズに業務が行えるよう工程調整し、トラブルを起こさないこと。
- (4) 委託の内容については、担当職員と十分協議のうえ実施すること。
- (5) 入札参加については、入札の公平を期すため疑わしい行為は絶対行なわないこと。
- (6) 委託業務実施に伴い、通行規制等が生じる場合には、十分な対応をとるとともに、近隣自治会・沿線住民に対しては、事前に周知徹底 (必要な場合) を図り、トラブル等ないよう努めること。
- (7) 業務中に問題が発生したときは、必ず担当者に連絡の上、すみやかに対処のこと。
- (8) 契約の相手方が、契約履行中の建設工事等について不当要求を受けた場合は、近江八幡市契約規則第 1 4 条の 3 の規定に基づき、事業担当課へ報告しなければならない。不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市指名停止基準に基づき指名停止となります。
- (9) 業務前・中・後の写真管理を行い、必要に応じて監督員の立会による作業を行うこと。